

令和3年6月14日

市政記者各位

福岡地域戦略推進協議会
福岡市保健福祉局新型コロナウイルスワクチン接種担当

全国市町村初！

産学官連携体制による職域接種の推進について

新型コロナウイルスワクチン接種の加速化を図るため、自治体主体で進めているワクチン接種とは別のスキームとして、6月21日から企業や大学等が自ら会場や医療従事者を確保して職場等でワクチン接種を行う(以下、「職域接種」という。)ことが可能となります。しかし、会場や医療従事者の確保がなかなか進まなかったり、会場運営のノウハウがなかったりと、職域接種の実施にあたってのハードルは決して低くはありません。

そこで、福岡地域戦略推進協議会(FDC)と福岡市は、これまで集団接種で培ったノウハウの提供や、職域接種を希望する企業等と会場・医療従事者の提供事業者のマッチング等を行う推進担当者を配置して、**産学官が連携して職域接種を推進するという特徴的な取り組みを、全国市町村で初めて行うこととしました**ので、お知らせいたします。

○支援内容

企業・大学等を対象として

- 職域接種に関する情報提供、接種会場運営のノウハウの提供
- 企業等と会場・医療従事者の提供事業者のマッチング
- 職域接種を希望する中小企業等のチーム形成支援
- 個別業界等への働きかけ など

○推進担当者の配置

配置期間： 令和3年6月14日(月)～7月末までを予定

配置先： 福岡地域戦略推進協議会(FDC) 中央区天神1-10-1 市役所北別館6階

担当者： 大井

URL： <https://yellfukuoka.com> (問い合わせフォームあり)

エール!フクオカ で 検索



※職域接種について

職域接種の概要及び国の相談窓口については別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】

福岡市保健福祉局

新型コロナウイルスワクチン接種担当 藤本

TEL : 711-4055 FAX : 733-5595

職域接種の概要

※以下、「新型コロナワクチンの職域接種の総合窓口」（首相官邸）参照

●職域接種とは

- 1 地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域単位での接種を可能にする。
- 2 医療従事者や会場などは企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないこと。

●企業等に求めること(実施要件)

- 1 医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること。また、副反応報告などの必要な対応を行うことができること。
- 2 接種場所・動線等の確保についても企業や大学等が自ら確保すること。
- 3 社内連絡体制・対外調整役を確保すること。(事務局を設置すること。)
- 4 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2000回(1000人×2回接種)程度の接種を行うことを基本とする。
- 5 ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること。

●申請の流れ

ここをサポート!

企業等

○上記実施要件を確保の上、職域接種の申請専用WEBフォームに必要事項の入力

【WEBフォーム】 <https://ova.gbiz.go.jp>

①企業の申請内容は、国が受理・確認

※申請に関する相談等は業界・業種毎に所管省庁で受け付ける。

【各省庁相談窓口】 <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000083483.pdf>

県

○自治体のワクチン接種体制に影響がないか確認

②申請内容を国と県が共有

国

○記載不備や確認事項等があれば、登録された代表者へ連絡

○確認が完了した際には、登録された代表者へ連絡

○企業の接種予定場所にワクチン等を配送

「新型コロナワクチンの職域接種の総合窓口」

ホームページ

職域接種の総合窓口

で 検索

ホームページ

